令和3年度相談支援従事者指導者養成研修

都道府県研修の効果的な実施に 向けて





神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部障害福祉課

自治体職員コースの流れ(午前)

9:10~9:45 話題提供①

神奈川県の相談支援体制整備について

9:45~10:45 グループワーク(1)

10:45~10:55 休憩(10分)

10:55~11:15 話題提供②

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた研修

の開催方法について

11:15~12:00 グループワーク②

12:00~13:00 昼休憩(60分)

自治体職員コースの流れ(午後)

- 13:00~13:10 話題提供③-1 神奈川県の市町村相談支援体制構築への取組み
- 13:10~13:40 話題提供③-2 市町村の相談支援体制構築に向けた都道府県 の役割について
- 13:40~14:40 グループワーク③ 各都道府県の取組状況及び今後の展望
- 14:40~15:00 総括

話題提供①

神奈川県の相談支援体制構築に 向けた取組み



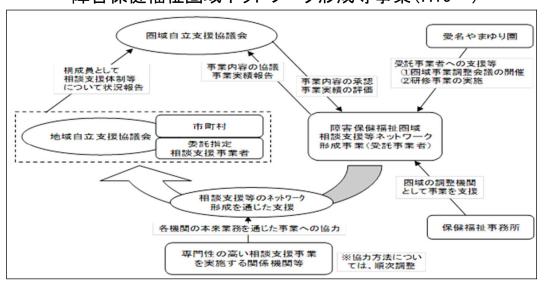
話題提供①(圏域ネットワーク形成等事業)

神奈川県の障がい保健福祉圏域(令和3年4月1日現在)



話題提供①(圏域ネットワーク形成等事業)

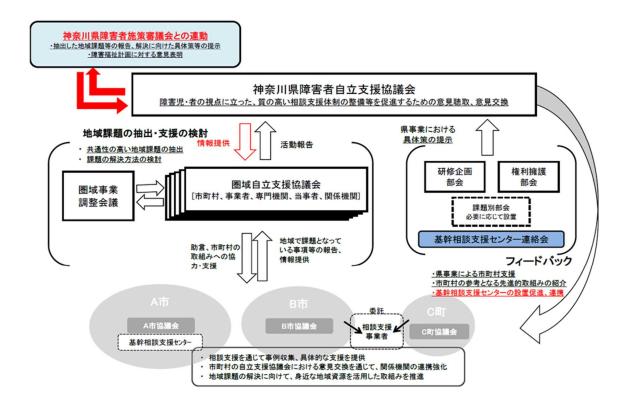
障害保健福祉圏域ネットワーク形成等事業(H19~)



圏域	法 人 名 (事 業 所 名)
横須賀・三浦	社会福祉法人海風会(地域支援センター)
湘南東部	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク (えぽナビ)
湘南西部	社会福祉法人常成福祉会(丹沢自律生活センター総合相談室)
県央	社会福祉法人唐池学園 (相談センターゆいまーる)
県西	社会福祉法人風祭の森(地域支援センターひまわり)

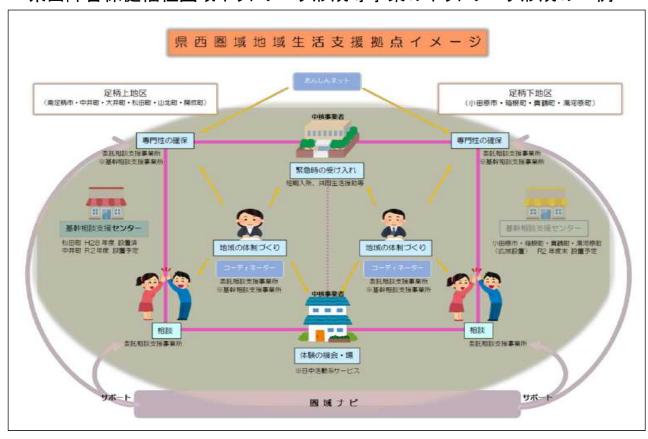
話題提供①(ネットワーク形成等事業)

神奈川県障害者自立支援協議会のイメージ(令和3年4月1日現在)



話題提供①(ネットワーク形成等事業)

県西障害保健福祉圏域ネットワーク形成等事業のネットワーク形成の一例



話題提供①(H30~R2年度事業)

相談支援事業所運営支援事業費補助金(H30~R2年度)



話題提供①(H30年度~事業)

相談支援従事者プレ研修(H30年度~)

令和2年度 神奈川県相談支援従事者プレ研修カリキュラム

	日程及び場所	100 間	カリキュラム					
		13:00~13:15 (15分)	【オリエンテーション】 研修目的(全体目的の再確認と演習の目的) 研修運営に係る事務運船等					
	<1コース> 日時:令和2年12月2日(水) 会場:平塚市教育会館	13:15~14:45 (90分)	[演義1]意思決定支援 概要/実践/プロセス					
1日日	<2コース> 日時:令和2年12月9日(水) 会場:高相合同庁舎	14:45~15:00 体態(15分)						
	<3コース> 日時: 令和2年12月17日(木) 会場: 小田原合同庁舎	15:00~16:45 (105分) 【講義2】相談支援・ケアマネジル・概論 ・相談支援、ケアマネジル・ナフロセスの実践的活用						
		16:45~17:00 (15分)	事務適格					
		10:00~10:10 (10分)	【オリエンテーション】 研修選索に係る事務連絡等					
	<1コース> 日時:令和2年12月3日(木) 会場:平塚市教育会館	10:10~12:10 (120分)	【講義3】ケアマネジメントの実施 本人中心支援、ケアマネジメントの生え及び実践技術					
2日目	<2コース> 日時:令和2年12月10日(木) 会場:高相合同庁舎	12:10~13:10	休憩(60分)					
	<3コース> 日時:令和2年12月18日(金) 会場:小田原合同庁舎	13:10~16:40 (210分)	【演習】ケアマネジメントの実践 本人中心支援、ケアネジメルナプロセス及び実践技術					
		16:40~17:00 (20分)	本 器道絡					

話題提供①(H30年度~事業)

相談支援体制充実強化事業(R1~R2年度)

〇 背景

~略~

本県の相談支援専門員の人数は、令和2年4月現在1,486人で、障がい当事者が サービス等利用計画案を作成するいわゆるセルフプラン率は、令和2年3月現在、障 がい者42.6%、障がい児56.3%と全国で最も高い数値となっており、必要な方に十分 なサービスが行き渡っていない実情があります。

更に、経験の浅い相談支援専門員が、支援困難事例に直面することで、限界を感じ、燃え尽きて離職することもあると承知しています。

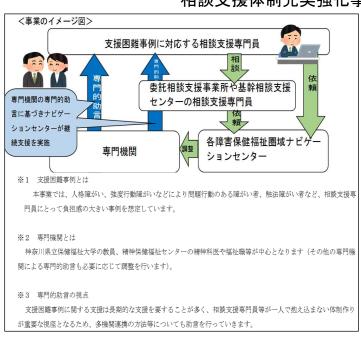
そこで県では、困難を抱える相談支援専門員の活動を支援するため、学識経験者 や精神科医師のほか、経験豊富な相談支援専門員も加わって、当該事例に係る支援の方法などの助言を行う事例検討会を実施しました。

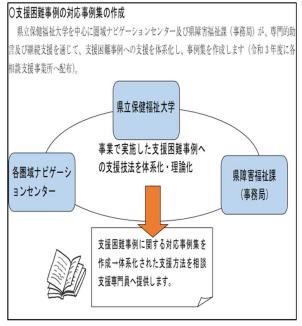
そして、同様に困難事例に直面している相談支援専門員の皆様にとって一助となるよう、この検討会の取組を事例集としてまとめました。

出典:2021.3「支援困難事例に関する対応事例集」1P

話題提供① (R1~2年度事業)

相談支援体制充実強化事業(R1~R2年度)





話題提供① (R1~2年度事業)

相談支援体制充実強化事業(R1~R2年度)



	神疾患等>
	9
	瞬への述题行為や精神症状の悪化から、精神科病院人院中にクループホ から退去を求められ、退院後の見通しが立たず、社会的入院を余儀なく
	から必至を求められ、必能後の見通しか立たり、任云的人能を未譲なく ている事例
CA	(1.0年間
事何	10
	去の支援者とのトラブルから利用できる事業所が少なくなり、退院後の
	生活に不安がある事例
事例	1174
刘	人関係に課題があり、感情の波が激しく攻撃的になり、利用者からの苦
青も	多く職員も日々の対応に苦慮している事例
uter Acc	1280
	12:
	法、精神失恵に加えて導かい倫性と介護体験の前及の狭同寺の委囚から 後の地域での支援体制構築が困難となっている事例
162197	成の地域での大阪仲間情報が開発しようでいる中の
<強	度行動障がい>
事例	13
通	所先で他害行為が頻発しており、事業所が限界を感じている事例
atr As	1492
	族が本人の行動障がいの対応に限界を感じており、施設への入所を強く
	している事例
ш	おわりに
酒	域ナビゲーションセンターから相談支援専門員の皆様へ98
	参考資料
「支	援困難な人」の理解と具体的な支援100
生活	記錄用紙 (月間)
カニ	イシスプラン様式109
- 1	103
革料	相談支援センター連絡先
委員	名簿111

話題提供①(H30年度~事業)

相談支援体制充実強化事業(R1~R2年度)

〇 事例集の活用方法

この事例集では、支援困難事例^{※1}を「多問題家族」、「精神疾患等」、「強度行動障害」の3分野に分類しています。

また、一連の支援の流れを把握できるよう、「事例概要」→「課題」→「課題解決に向けた取組」→「参加した相談支援専門員等の感想」→「この事例から学ぶこと」の順で記載しています。

また、支援困難事例に向き合うための14のポイントにまとめ整理しました。この14のポイントは、相談支援専門員の皆様の実際の支援の中で適切な対応方法を考えるヒントになると思います。

※1 支援困難事例とは

本事業では、人格障がい、強度行動障がいなどにより問題行動のある障がい者、触法障がい者など、相談支援専門員にとって負担感が大きい事例としました。

出典:2021.3「支援困難事例に関する対応事例集」2P

話題提供① (R1~2年度事業)

相談支援体制充実強化事業(R1~R2年度)

14. 支援者が感じる困難さに向き合う

- ① 「主語」を整理し、状況を把握する
- ② 個々の「ニーズ」を把握し、それぞれの「ニーズ」に向き合う
- ③ 情報を共有する
- ④ 負担を分ち合う
- ⑤ 協力者を増やす
- ⑥ 「場」を提供する
- ⑦ 「ライフストーリー」に触れ当事者理解を深める
- ⑧ 信頼関係を築く
- ⑨ 当事者の「特性」を理解した適切な対応
- ⑩ 「氷山モデル」を活用して問題行動の背景に目を向ける
- ① 客観的な記録を活用する
- ② 「良い時」の条件を探し、その条件を再現する
- ⑬ 「あたりまえ」にとらわれない
- ⑭ 目先の問題解決だけを求めない

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 神奈川県ホームページ「相談支援体制の充実のために」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/20210406.html

話題提供②

新型コロナウイルス感染症対策を 踏まえた研修の開催方法について



話題提供②

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた研修 の開催方法について意見交換の視点

- ① 令和2年度と令和3年度の研修の実施状況
- ② 開催の判断基準
- ③ オンライン講義の課題
- 4 その他

話題提供3-1

市町村の相談支援体制構築に向けた都道府県の役割について



話題提供③-1(本体報酬及び加算の取得状況)

指定状況	事業所数(神奈川県)
計画相談支援及び障害児相談支援	285
計画相談支援のみ	308
障害児相談支援のみ	14
合計	607
機能強化型サービス利用支援費	事業所数(全体の割合)
I	10(1.6%)
П	19(3. 1%)
ш	38(6. 2%)
IV	14(2.3%)
合計	81(13. 3%)
体制加算	事業所数(全体の割合)
主任相談支援専門員配置加算	13(2. 1%)
行動障害支援体制加算	66(10.8%)
要医療児者支援体制加算	44(7. 2%)
精神障害者支援体制加算	99(16.3%)

話題提供3 - 1 (今和3年度報酬改定講義)

≪従たる事業所及び複数事業所による協働体制の確保≫



人口の少ない地域においてもきめ細やかな相談窓口の設置を確保するた め、サテライト事業所の設置を可能とする。

〈イメージ〉 A主

主従で一体の事業所 としてみなす(指定は 主たる事業所所在市 町村)

②複数事業所による協働体制

24時間の連絡体制、人員配置体制について、協働体制を確保する。

(要件:(1)~(4)全てを満たす必要がある)

- (1)協働する全ての事業所が、同一市町村に所在すること(又は圏域の地域 生活支援拠点(市町村承認及び運営規定記載)等に位置づいていること)
- (2)協働する事業所間で協定を締結していること
- (3)協定を締結した事業所間で月1回の体制要件の確認を行うこと
- (4)原則全職員が参加するケース会議等を月2回以上共同開催すること



話題提供③-1 (研修修了者就業状況調査)

令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者の就業状況調査結果について(神奈川県)

Г		初任者研修修了者数	回答者数	就業あり						就業なし								
No.	市町村名	(人)	(人) b+c	就業者数 (人) b	月平均 計画 作成	兼務有	状況 無	従事割合 (常動換 算)	就業率 (%) b/a	非就業者 数(人)	種別	就業できない理由 (任意回答)	就業予 定あり	就業予定なし	今後就業できるための要件 (複数回答あり)			
Г	横浜市	59	35	24		11					法人	・他の業務に従事しているため			・事業所の開設	1		
ı									41%		法人	・法人が相談支援事業の指定をまだ受けていないため			・法人内の人員の増加	1		
L					6.4		13	0.59		11	個人	・転居の可能性があるため	7	3	・収益の見通し	1		
ľ										11			1	3	・処遇改善加算の計画相談への適用	1		
ı															・利用者の増	1		
															・事業所への補助(家賃補助等)	1		
Г	川崎市	65	29					0.6	12%	21		・相談支援事業を開設する予定が遅れているため			・事業所の開設	3		
2					2.5	5	3				法人	・他の業務に従事しているため			·勤務条件(勤務時間、負担等)	3		
				8							本人	・法人が相談支援事業を見送ったため	14	7	·経験年数	3		
				°								計画相談を必要とするケースがなかったため		,	・法人内の人事異動	2		
ı											個人	病気のため			・報酬引上げ	2		
												・退職したため						
Г		19	18	8						10	法人	・他の業務に従事しているため			·経験年数	2		
ı	相模原市					6					10	本人	・法人の都合			・現在の業務の後任	2	
3					5.5		2	0.52	42%			10	10	その他	・経験年数が不足しているため	9	1	・法人内の人員の増加
ı											COLE	・近日中に就業予定			·勤務条件(OJT体制等)	1		
L															・収益率の改善	1		
Г		13	13	3	5.7		2		23%			・法人の人事の都合			・法人内の人事異動	7		
4	横須賀市					1		0.70		10	法人	・相談支援事業を就労継続B型事業と兼務することが人 的全総がかく難しいため	9	1	・法人内の人員の増加	1		
Ι'	1月沢貝巾											・法人として相談事業を行うまでの体力がないため			・事業所の開設(ただし、現在の報酬では困難)	1		
											個人	・退職したため			・経験年数等の要件の緩和	-1		
	計	241	174	81		46	35		34%	89			68	22		62		

(※平塚市:相談補助業務をおこなっている者が就業ありと回答していたため、非就業者数との数字の差があり。非就業者数+1)